

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金のご案内

- 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（以下「本給付金」という。）は、令和5年7月1日時点で、与那国町に住民登録があり、世帯全員が令和5年度住民税均等割が非課税である世帯や令和5年1月以降に予期せず家計急変となった世帯を支援する給付金です。
- 1世帯1回限りの受給**です。他市町村との重複受給はできません。

給付金の支給額 対象世帯1世帯あたり3万円

給付金の支給対象と申請の有無

令和5年7月1日時点で、与那国町に住民登録があり、世帯全員が令和5年度分の**「住民税均等割が非課税」**である世帯

支給のお知らせが届いた世帯

対象世帯は、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急給付金(5万円)(以下「令和4年度給付金」という。)を受給済みであり、世帯員の構成に変更が無い世帯となります。

「令和4年度給付金」を受給された口座に本給付金を振込みますので手継ぎは不要です。
 ※但し、次の場合は通知文に記載した期限までに届け出が必要です。
 ①振込先の変更を希望される場合
 ②本給付金の支給を辞退される場合

確認書・申請書が届いた世帯

- (1)**手続きが必要**です。
- (2)確認書または申請書の内容を確認し、必要事項を記入して添付書類とともに、同封の返信用封筒でご返送ください。
- (3)返送期限は、**令和5年12月28日必着**となります。
- (4)期限までに、**確認書等の返送がなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。**

家計急変となつた世帯

こちらについては、町役場担当課へお問い合わせください。

令和5年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」の収入となつた世帯となります。

!「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

<お問い合わせ先>

〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地

与那国町役場長寿福祉課 ☎0980-87-3575